

財務大臣殿
(日本銀行経由)

証券の条件付売買状況報告書（現先取引）

報告年月日：_____

報告者：

氏名又は名称

及び代表者の氏名_____

報告者の区分（該当分に○）

1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他

住所又は所在地_____

責任者の氏名_____

担当者氏名（電話番号）_____

共通項目													
取引種類	証券発行体の区分	決 済 年 月				報 告 者 コ ー ド				勘定区分			

本報告の法律上の根拠（該当分に○）： 1. 法第55条の3第5項 2. 法第55条の7

(外貨証券：千米ドル単位、円払証券：百万円単位)

項番	非居住者 投資家の所在国又は地域	証券種類	証券種類コード	長 短 区 分	取引金額			原通貨コード
					月中スタート 〔 買現先は買入価額 売現先は売却価額 〕	月中エンド 〔 買現先は売戻し価額 売現先は買戻し価額 〕	月 末 残 高	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 「本報告の法律上の根拠」欄には、本報告の義務を課せられた根拠規定として該当する条項に○を付すこと。また本省令第13条第4項の規定に該当する場合には、両方の条項に○を付すこと。
- 本報告書は、外貨証券（法第6条第1項第12号に規定する証券をいう。）及び円払証券（法第6条第1項第12号に規定する外貨証券以外の証券をいう。）に係る非居住者との間の条件付売買の決済状況を記入すること。
- 「共通項目」並びに「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
- 本報告書は、「共通項目（取引種類から勘定区分まで）」欄の内容が異なるごとに別葉として作成すること。
- 外貨証券に係る報告については、米ドルに換算のうえ千米ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
- 本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して非居住者となつた条件付売買の取引を除いて報告すること。前記の経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を含めて報告すること。
- 記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次葉として報告すること。

【報告書裏面】
【共通項目】

【注1】		【注2】		【注3】		【注4】		【注5】			
取引種類		証券発行体の区分		決済年月		報告者コード		勘定区分（信託勘定保有銀行等）			
コード	定義	コード	定義	YYYYMM	西暦年月 6桁	コード	定義	コード	定義		
30	居住者の買現先	01	外貨証券：非居住者発行					5桁	日本銀行が 通知する 5桁コード	00	銀行勘定
		02	外貨証券：居住者発行							10	信託勘定
32	居住者の売現先	03	円払証券：非居住者発行	<ブランク>	信託勘定を保有しない報告者						
		04	円払証券：居住者発行								

【明細項目】

【注6】		【注7】			【注8】			【注9】			【注10】	
非居住者投資家の所在国又は地域		証券種類			長短区分			取引金額			原通貨コード	
コード	定義	名称	証券種類コード	定義	コード	定義	月中スタート	月中エンド	月末残高	コード	定義	
外貨証券	(3桁)	本省令別表第2に定める国又は地域番号	証券種類 名称を記入	510	国債	00	中長期（1年超）	買現先は買入価額 売現先は売却価額	買現先は売戻し価額 売現先は買戻し価額		(3桁) <下表参照>	
				520	その他債券（事業債等）	01	短期（1年以内）					
				599	その他の証券							
円払証券	(3桁)	本省令別表第2に定める国又は地域番号	証券種類 名称を記入	510	国債	00	中長期（1年超）					
				520	その他債券（事業債等）	01	短期（1年以内）					
				599	その他の証券							

【注10】

通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	101	イラン・リアル	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	165
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新台湾ドル	134	パプアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166
ベルギー・フラン	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	バングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167
カナダ・ドル	104	バヌアツ・バツ	120	スリランカ・ルピー	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168
中国元	105	ベネズエラ・ボリーバル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	ECU	169
フランス・フラン	106	オーストラリア・ドル	122	セーシェル・ルピー	138	フィンランド・マルカ	154	SDR	170
ドイツ・マルク	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・レアル	155	ユーロ	171
イタリア・リラ	108	オマーン・リアル	124	タヒチ・バンフィック・フラン	140	ブルネイ・ドル	156	チリ・ペソ	172
オランダ・ギルダー	109	カタール・リアル	125	チェコ・コルナ	141	ペルー・ヌエボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173
スウェーデン・クローネ	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスクード	158	ポーランド・ズロチ	174
スイス・フラン	111	ギリシャ・ドラクマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルワンダ・フラン	175
スターリング・ポンド	112	クウェート・ディナール	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リングギット	160	イスラエル・シケル	176
アイルランド・ポンド	113	ケニア・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ラント	161	カンボジア・リエル	177
アラブ首長国連邦ディルハム	114	コロンビア・ペソ	130	ニュージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162	ベトナム・ドン	178
アルゼンチン・ペソ	115	サウジアラビア・リアル	131	ノルウェー・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163	ラオス・キップ	179
イラク・ディナール	116	ヨルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	モーリシャス・ルピー	164	その他	999

【注1】 取引種類

居住者の買現先を「30」、売現先を「32」として記入すること。

【注2】 証券発行体の区分

外貨証券においては非居住者発行のものを「01」、居住者発行のものを「02」とし、円払証券では非居住者発行のものを「03」、居住者発行のものを「04」として記入すること。

【注3】 決済年月

年表示は西暦（4桁）で記入し、月表示は「01」から「12」として記入すること（報告年月日の記入も同じ。）。

【注4】 報告者コード

日本銀行（国際局）が通知する5桁コードを記入すること。

【注5】 勘定区分

信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「00」、同信託勘定を「10」として記入すること（信託勘定を保有しない報告者はブランク）。

【注6】 非居住者投資家の所在国又は地域

取引の相手方（非居住者）の所在国又は地域を本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。

【注7】 証券種類

外貨証券、円払証券とも証券種類名称を記入すること。

【注8】 長短区分

負債性証券等について原契約期間が1年を超えるものを中長期（00）、1年以内のものを短期（01）とすること。

【注9】 取引金額

月中スタート、月中エンド、月末残高について、外貨証券に係る報告については米ドルに換算のうえ千米ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。

- 月中スタートでは、買現先は買入価額を、売現先は売却価額をそれぞれ記入する。

- 月中エンドでは、買現先は売戻し価額を、売現先は買戻し価額をそれぞれ記入する。

【注10】 原通貨コード

取引の契約通貨をコード表に従い記入すること。

(注) 本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。

「証券の条件付売買状況報告書（現先取引）」記入の手引
（直近改訂時点：2024年12月）

1. 報告を要する者

- (1) 非居住者との間で証券の条件付売買（現先取引）を行なった銀行等及び金融商品取引業者で、
①当該条件付売買に加え、②当該条件付売買を行った日の属する月中において行ったその他の条件付売買の全部又は一部について、一括して報告する者
- (2) 他の居住者と非居住者との間の証券の条件付売買の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という）をした銀行等及び金融商品取引業者で、①当該媒介等をした条件付売買に加え、②当該条件付売買の媒介等をした日の属する月中において媒介等をしたその他の条件付売買の全部又は一部について、一括して報告する者
- (3) 外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下「承認金融機関」という）
- (4) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務（注1）に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、証券金融会社又は短資業者（いずれも承認金融機関を除く）
- (5) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務（注1）に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第3号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、証券金融会社又は短資業者（いずれも承認金融機関を除く）
——（4）、（5）の基準金額は、一般売買、条件付売買、貸借取引の合計額。
（注1）ト．証券の売買（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く）
チ．居住者による非居住者からの証券の取得又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡に係る媒介等
（注2）「短資業者」は、金融商品取引法施行令第1条の9第5号において「主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者」と定義される同法上の登録金融機関。

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第9条第2項第2号（1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第13条第2項第2号（1.（2）に該当する者）
——（1）及び（2）に関して、法第55条の3第5項の規定に基づく一括報告の場合において、報告省令第5条の適用を受ける小規模の資本取引は報告対象外であるが、これを除外することが困難な場合には、これを含めて報告して差し支えない。
- (3) 報告省令第14条第1項第9号、第14条の2第1項第5号、第14条の3第1項第7号
（1.（3）に該当する者）
- (4) 報告省令第22条第1項第2号（1.（4）に該当する者）
- (5) 報告省令第22条第2項第2号（1.（5）に該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62番窓口
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社にほんばし蔵前郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ）

(2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する期間

(1) 1. (1)、(2)、(3)又は(5)に該当する者：毎月中(1日～月末日)

(2) 1. (4)に該当する者：外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超えた月の翌月中(1日～月末日)

5. 報告書の提出期限

(1) 1. (1)又は(2)に該当する者：翌月20日まで。

(2) 1. (3)、(4)、(5)に該当する者：翌月15日まで。

—— 提出期限が休日(日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ)の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート

(1) 金額単位：外貨証券は千米ドル単位、円払証券は百万円単位(単位未満四捨五入)

(2) 米ドル以外の外貨証券を米ドルに換算する場合のレート：報告省令レート

8. 報告の対象

非居住者との間の外貨証券及び円払証券に係る条件付売買(現先取引、海外にある本支店との取引も対象)の決済状況を記入すること。なお、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して行なった現先取引の場合、経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融取引業者は当該取引を含めて報告するが、経由取引を依頼した報告者は当該取引を除いて報告すること。

(1) 外貨証券とは、外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもって表示される証券をいう。

—— 次のものは証券券面が円建であっても外貨証券となるので注意すること。

イ. 本邦企業又は外国企業等が海外で発行したユーロ円債券。

ロ. 非居住者が国内で発行した円建債券(サムライ債)のうち償還が外貨となるもの(二重通貨債券)及び利払いが外貨となるもの(逆二重通貨債券)。

(2) 円払証券とは、本邦において発行され、かつ本邦通貨をもって支払われる証券をいう。

(3) 条件付売買の決済状況とは、(イ)報告月中にスタートした現先取引の買入又は売却の額、(ロ)報告月中にエンドを迎え買い戻し又は売り戻した額、及び(ハ)報告月末において売り戻し又は買い戻しが実行されていない現先取引の残高(スタート額)をいう。

—— 報告月中にスタート又はエンドの実績がない場合でも、取引残高がある場合は残高の報告が必要なので注意すること。

9. 記入の方法と留意点

(1) 全般

イ. 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日(郵送の場合は発送日)とすること。

ロ. 「報告者の区分」欄

1. 銀行	業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2. その他金融機関」に分類すること。 (1) 銀行（日本銀行を除く） (2) 協同組織金融機関 (3) 公的金融法人（国民経済計算における公的金融機関） (4) その他法律に基づいて設立される金融機関
2. その他金融機関	金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関（投資法人等）が該当する。
3. 一般政府	中央政府、地方政府、社会保障基金及び業務として預金の受入又は為替取引を行わない公的金融法人が該当する。
4. 中央銀行	日本銀行が該当する。
5. その他	上記1.～4. に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。

ハ. 「責任者の氏名」欄

報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選定にあたり肩書は問わない。押印は不要。

ニ. 「担当者の氏名（電話番号）」欄

(イ) 担当者は、報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

(ロ) 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

ホ. 「本報告の法律上の根拠」欄

根拠規定として該当する条項に○を付すこと。また報告省令第13条第4項の規定に該当する場合には、両方の条項に○を付すこと。

(2) 共通項目

イ. 「取引種類」欄

売戻条件付売買（買現先30）と買戻条件付売買（売現先32）に区分すること。

ロ. 「証券発行体の区分」欄

外貨証券、円払証券のそれぞれについて、非居住者発行証券（外貨証券01、円払証券03）と居住者発行証券（外貨証券02、円払証券04）に区分して記入すること。

ハ. 「決済年月」欄

報告対象年月を西暦（6桁 YYYYMM）で記入すること。

ニ. 「報告者コード」欄

日本銀行が通知する5桁のコード番号を記入すること。なお信託業務を兼営する銀行等は、銀行勘定分（00）と信託勘定分（10）を別葉で作成し勘定区分を明記すること。

—— 信託勘定の報告は、個別勘定毎に区分せず全ての信託勘定を合算のうえ一括して報告すること。

(3) 明細項目

イ. 「非居住者投資家の所在国又は地域」欄

現先取引の相手方（非居住者）の所在国又は地域を報告省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。

- 例えば米国籍企業のロンドン支店との取引は英国として報告すること。
- 報告省令別表第2には「ユーロ」は地域として指定されていないので、個別の国名に該当するコードを記入すること。

ロ. 「証券種類」欄

証券を「国債（510）」、「その他債券（事業債等）（520）」、「その他の証券（599）」の3種類に区分し、証券種類名称とコード番号を記入すること。

- 「その他債券（事業債等）」は、国債を除く負債性証券を指し、地方債、政府機関債、事業法人の社債及びコマーシャル・ペーパーを含む。
- 「その他の証券」は、国債及びその他債券を除く証券を指す。なお、譲渡性預金証書に係る条件付売買取引については、当該証書が指名債権である場合は報告対象外となるので注意すること。

ハ. 「長短区分」欄

証券は原契約期間（発行から償還までの期間）が1年を超えるか否かを基準に中長期（00）と短期（01）に区分のうえ記入すること。

ニ. 「取引金額」欄

次の金額を記入すること。

(イ) 「月中スタート」欄

売戻条件付売買（買現先）における証券の買入価額。

買戻条件付売買（売現先）における証券の売却価額。

(ロ) 「月中エンド」欄

売戻条件付売買（買現先）における証券の売戻し価額。

買戻条件付売買（売現先）における証券の買戻し価額。

なお、現先取引にかかる金利相当分の受払い金額は、記入しないこと。

(ハ) 「月末残高」欄

売戻しの実行されていない買現先における証券の買入価額（スタート額）。

買戻しの実行されていない売現先における証券の売却価額（スタート額）。

- なお、マージンコールの発生により受払された担保金額は、月中スタート又は月中エンドに含めて記入し、月末残高にもこれを反映させること（例：買現先の取引期間において、担保金を受入れた場合は、これを月中エンドに含めて記入し、同期間内に担保金を差入れた場合は、これを月中スタートに計上する。また、月末残高にもこれらを反映させる）。ただし、マージンコールに対して債券を差し入れる場合には、報告不要。

- また、条件付売買取引において、取引期間終了時に証券の受渡をせず、金銭で決済する場合も、月中エンドに含めて記入し、月末残高にも反映させること。

ホ. 「原通貨コード」欄

条件付売買における取引の契約通貨をコード表に従い記入すること。なお、券面通貨と異なる通貨で契約している場合には契約通貨を記入すること。

(4) その他

- イ. 記入欄が不足する場合は本様式を用い次葉として報告すること（共通項目の記入を省略しないこと）。月中スタート、月中エンド、月末残高の全てについて該当する取引がない場合には本報告書の提出を要しない。なお、報告単位金額に満たない金額の取引や残高がある場合には、「0」と記入のうえ報告すること。